平成２１年（フ）第４５８号
大分市東津留１丁目９番３号アメニティ21―103
債務者　勝木　佐織
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６３号
大分市法勝台１丁目２番８―408号天然館
債務者　高杉　真介
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７１号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地、住民票上の住所大分市牧１丁目８番31号タジマビル101
債務者　大村　卓嗣
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７５号
北海道苫小牧市澄川町８丁目17番６号
債務者　三浦　龍太
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２０４号
北海道苫小牧市川沿町１丁目９番14号
債務者　丸山　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１２号
北海道苫小牧市啓北町２丁目10番12号　啓北荘７号
債務者　吉田　宣章
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２１４号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目10番13号
債務者　坂口　　修
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第１７８５号
仙台市太白区長町１丁目１番10―705号
債務者　田中　三代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８５号
仙台市青葉区二日町13番22―806号
債務者　関田のりこ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
仙台市太白区長町５丁目３番25―307号
債務者　澁谷　京子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８６１号
仙台市太白区郡山６丁目６番９―105号　泉陸郎方、住民票上の住所仙台市青葉区小松島４丁目29番14号
債務者　三浦　和弘
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７０号
仙台市太白区緑ケ丘１丁目22番22号　ヴィラマルセン202
債務者　蓮沼　伸夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１００４号
宮城県黒川郡富谷町成田８丁目４番地10
債務者　竹内　澄雄
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93番地の15
債務者　及川　勝則
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１５号
宮城県塩竈市権現堂７番26号　ホープレジデンス26番館101号
債務者　池田　文夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
仙台市泉区南光台２丁目５番36号　コーポ今野101
債務者　堀込　ゆき
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２５号
宮城県塩竈市藤倉３丁目２番６号
債務者　紀野國達也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４０号
仙台市宮城野区新田１丁目11番19号　こがね荘７
債務者　大沼まさ子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係